

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入計画（案）

日本環境安全事業株式会社

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施にあたり、北海道及び室蘭市と締結した「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定書」第4条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」といいます。）の計画的な搬入を確保し、安全で効率的な処理の実施のため、北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設（以下「処理施設」といいます。）に係る受入計画を次のとおり定めます。

1 受入開始時期について

- (1) 処理施設の操業開始時期を平成19年10月とすることを予定します。
- (2) 操業開始以前に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可（以下「業許可」といいます。）の取得等の処理事業を行うために必要な法令上の手続きを完了させます。
- (3) 操業開始後処理するPCB廃棄物の受入は、業許可取得後に行います。（注）

（注）操業開始前に行う試運転でのPCB廃棄物の使用は平成19年6月から行う予定です。試運転に必要なPCB廃棄物については、北海道及び室蘭市と協議のうえ試運転計画を決定し、確保することとします。

2 PCB廃棄物の計画的な受入について

- (1) PCB廃棄物の受入は、処理施設を構成する設備、機器の能力を勘案して適切に行うとともに、施設の処理能力を超えないように行います。
- (2) PCB廃棄物の平均的な処理台数を次のように設定して搬入管理及び処理作業を行います。

①大型トランス（車載型トランスを含む。）	2台／5日
②小型トランス	1台／日
③コンデンサ	28台／日
④廃PCB等	ドラム缶 2本／日
⑤その他の電気機器	8台／5日

PCB廃棄物の区分は、抜油・粗洗浄設備を構成する機器の大きさによる区分であり、①から③に掲げるPCB廃棄物は、いずれも高圧トランス、高圧コンデンサ及びそれらと同等以上の大きさを有する電気機器です。

3 受入PCB廃棄物の見込み量等について

- (1) PCB廃棄物の受入にあたって、道内においては、まず、室蘭市を中心とする胆振支庁管内、次いで日高支庁、渡島支庁及び檜山支庁管内など北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づいて処理することを基本とします。また、道外においては、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会（以下「広域協議会」といいます。）で合意されたスケジュールに基づき処理することを基本とします。
- (2) 平成19年度については、操業開始初年度であることを踏まえ、特に、安全・確実な処理を確保すべく、段階的に処理量を増加させることとし、次のように処理見込み量を予定します。

①大型トランス（車載型トランスを含む。）	24台
②小型トランス	54台

③コンデンサ		1, 548台
④廃PCB等	ドラム缶	88本
⑤その他の電気機器		85台

- (3) 保管事業者に対する処理事業の周知・徹底及び処理委託の働き掛けを行うとともに、北海道、15県及び政令市が行う保管事業者に対する排出指導等の施策に協力します。
- (4) 平成20年度以降の処理受託についても、上記(3)と同様の措置により、処理能力に見合った処理対象物の受入を図ります。

4 年度ごとの受入計画について

平成20年度以降は、広域協議会で策定した「北海道PCB廃棄物処理事業におけるPCB廃棄物の搬入者等に対する指導等の方針」を踏まえ、毎年度の受入計画を前年度末までに提出します。

5 月ごとの受入実施計画について

操業開始後の各月別受入PCB廃棄物の詳細（保管事業者名、受け入れるPCB廃棄物の種類・量等）を示した月ごとの受入実施計画を、前月の末までに北海道及び室蘭市に報告するものとしします。